

議事日程第6号

令和3年12月16日(木)

第1 議案上程(議案第80号から第97号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第102号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第41号から第44号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
理 事	佐藤 透	総務企画部長	八端 隆公
市民福祉部長	伊藤 徹	観光文化スポーツ部長	小玉 博文
産業建設部長	田村 力	企 業 局 長	佐藤 孝悦
企画政策課長	杉本 一也	総 務 課 長	湊 智志
財 政 課 長	鈴木 健	税 務 課 長	佐藤 淳
福 祉 課 長	高桑 淳	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	湊 留美子	観 光 課 長	長谷部 達也
農林水産課長	鎌田 重美	病院事務局長	三浦 大成
会計管理者	平塚 敦子	教育総務課長	太田 穰
学校教育課長	加賀谷 正人	監査事務局長	佐藤 静代
企業局管理課長	三浦 幸樹	ガス上下水道課長	三浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午後 2時00分 開 議

○議長（吉田清孝） これより本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第80号から第97号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第80号から第97号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

【総務委員長 中田謙三 登壇】

○総務委員長（中田謙三） 総務委員会に付託になりました議案第80号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第80号男鹿市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてであります。

本議案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、男鹿市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することに伴い、本条例を定めるものであります。

本案について、第1点として、委員より、企業版ふるさと納税による寄附金の活用用途は企業側の意向を受けているのかとの質疑があり、当局から、企業版ふるさと納税の手順として、初めに企業側から申出書を提出していただく中で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として規定している、①産業振興による雇用の創出事業、②移住・定住対策事業、③少子化対策事業、④地域社会の維持・活性化事業の4点から、企業が望む事業を示していただいているとの答弁がありました。

第2点として、委員より、このたびの基金へ積み立てる寄附額1,000万円の用途として、株式会社伊徳が希望した事業は何であったのかとの質疑があり、当局から、「少子化対策事業」と「地域社会の維持・活性化事業」について申出を受け、その後の話し合いの中で船越の児童福祉施設建設事業へ支援したい旨の意向が確認され

たため、このたび、全額基金へ積み立て、令和5年度に活用することとしているとの答弁がありました。

第3点として、委員より、企業版ふるさと納税の税制上のメリットと、減税による本市へのデメリットの有無について質疑があり、当局より、企業としては、法人関係税が最大で寄附額の9割が控除される税制上の優遇措置がある。このため、国税、地方税を併せ減収となるが、本市への影響は市税で僅かではあるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番鈴木元章委員長

【教育厚生委員長 鈴木元章 登壇】

○教育厚生委員長（鈴木元章） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第81号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、当局から、国民健康保険の被保険者が出産した場合、条例で定める額を出産育児一時金として支給しており、産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、この保障制度の掛け金相当額を加算して支給している。このたび、産科医療保障制度の掛金の見直しに伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、健康保険法施行令等が改正されたことから、これに併せて条例及び規則を改正するものであるとの説明がありました。

本案について、委員より、産科医療保障制度の内容について質疑があり、当局から、分娩に関連して重度脳性麻痺になった児と家族に1件当たり3,000万円の補償金を支払う制度で、運営組織は日本医療機能評価機構である。民間保険を活用し、掛金は医療機関が支払うものである。

今般の掛金見直しは、過去の実績と疫学調査に基づき補償対象基準を見直した上で費用を試算した結果、経費が抑えられていることとなり、さらに運営主体の財政状況による剰余金からの充当額が増額されることで、現行の1人当たりの掛金1万6,

000円から1万2,000円に引き下げられることとなった。

分娩費用の実態は、厚生労働省が推計する令和元年度速報値によると、公的病院・私的病院・診療所・助産所の全施設の出産費用平均値は52万4,182円である。出産育児一時金支給総額42万円を維持したく、産科医療保障制度掛金が引き下げられた分、出産育児一時金の額を引き上げるものであるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じて、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するほか、所要の改正をするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就委員長

【産業建設委員長 伊藤宗就 登壇】

○産業建設委員長（伊藤宗就） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第83号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について及び議案第84号男鹿温泉交流会館五風の指定についてであります。

本2議案は、観光課が所管する公の施設の指定管理者として、一般社団法人男鹿市観光協会及び男鹿温泉郷協同組合をそれぞれ指定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案について、一つとして、委員より、今回それぞれの団体から提出された事業計画において、これまでの取組と大きく異なる点はあったのかとの質疑があり、当

局から、安全・安心に来客を迎えるというコロナ禍への対応が大きな変更点となっている。特に、五風ではコロナ禍による入り込み客数の減少に伴う収益減に対応するとともに、男鹿の冬季誘客の促進に向けて、冬季営業時期の拡大などを行っているところであり、引き続き収益確保につながる運営を進めていくとの答弁がありました。

二つとして、委員より、男鹿温泉交流会館五風となまはげ太鼓を活用した温泉郷全体の活性化について質疑があり、当局から、教育旅行や団体旅行の要望に応じてツアーの日程に対応した時間帯になまはげ太鼓の公演をしたり、周辺宿泊施設において出張公演を行ったりしている。また、なまはげ太鼓以外の公演や研修会等その他団体の使用など、貸館の稼働率を向上させることが周辺施設への宿泊にもつながるものと認識しており、指定管理団体と検討していくとの答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第83号及び議案第84号については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号市道の廃止について及び議案第86号市道の認定についてであります。

本2議案は、男鹿駅周辺整備事業に伴い、新浜町・外ヶ沢線、延長649メートルの市道を廃止するとともに、同じく新浜町・外ヶ沢線、延長591メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番進藤優子委員長

【予算特別委員長 進藤優子 登壇】

○予算特別委員長（進藤優子） 予算特別委員会に付託されました議案第87号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）から議案第97号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）までについて、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る7日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、船越小学校大規模改修に向けた建物調査診断についてであります。

一つとして、令和13年度以降の脇本第一小学校との統合時には新築も予定されている計画において、大規模改修を行うことの合理性など、無駄にならない改修計画を具体的に示すことについて。

二つとして、新築時には最適地に建設するとした中で、中学校の統合校となる場所も見据えた考え方が必要と思われるが、想定される新築校舎建設場所について。

三つとして、「男鹿市小中学校の在り方を考える協議会」の提言では新築であったが、このたびの大規模改修へ変わった経緯について。

第2点として、市内道路の管理に係るパトロール体制や危険箇所の把握と早い段階での対応、また、職員地域担当制の活用による道路状況の情報収集などについて。

第3点として、石油高騰に対する市の各施設、一部事務組合の各施設及び指定管理の各施設からの予算要求等の現状と対応、また、ハウス栽培農家、漁家への支援について。

第4点として、財政健全化推進における財政規律の明確化として、市税などの歳入が減少している中で一定の指標も含め、どう捉え、どのように運営していく考え方であるかについて。また、財政調整基金を取り崩して当初予算を編成する手法から脱却を図ること及び解体しなければならない施設を先延ばししないよう、決算剰余金の一定割合を充当するなどによる計画的な解体の実施について。

第5点として、地域敬老会助成事業の具体的実施状況と、本来の目的・趣旨からみた新しい制度の妥当性、また、旧小学校単位での実施の検討について。

第6点として、都市計画費予算の補正内容及び都市計画区域における補助事業を活用しての課題解決とまちづくりの実施の考え方について。

第7点として、男鹿みなと市民病院では、コロナ禍の影響とクラスター発生による収入及び来院者の減の厳しい状況となっており、今後は、経営改善の外部委託を行った成果も含め、経営を根本的に考えていかなければならないことについて。

第8点として、国民健康保険特別会計の今年度の予算執行状況と収支計画を比較して、財政調整基金の今後の見通しをどうみているか。また、国で実施する国保税への

支援として、未就学児に対する均等割補助への対応について。

第9点として、3回目のコロナワクチン接種に当たり、観光事業従事者への優先接種の実施について。

第10点として、生活保護費返還金の内容及び対象世帯・対象者数の減の内訳についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会とも、全ての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、18歳以下の子どもに10万円相当を給付する国の事業に係る市の取組について、クーポンにおける「利用できる商店などが少ない」などの課題に対しては、あらかじめ対処しておくべきもので、現金給付の判断の際の理由に挙がることの方針について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第87号から議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第80号から第97号までを一括して採決いたします。本18件に対する各委員長の報告は可決であります。本18件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号から第97号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第102号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第102号の上程

○議長（吉田清孝） 日程第2、議案第102号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました議案第102号の一般会計補正予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給について、国から全額現金での一括給付を容認するとの考え方が示されたことから、来春実施予定であった追加の5万円相当のクーポン給付についても現金給付とし、児童手当受給者については年内に、その他の支給対象者については、令和4年1月下旬以降、速やかに一括で10万円を給付することとし、そのための子育て世帯等臨時特別支援事業に係る経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億2,120万円を追加し、補正後の予算総額を1億7,480万6,500円とするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、議案の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） そうすれば、私から議案第102号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,120万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ174億8,065万1,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと11.3パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

16款国庫支出金2項国庫補助金は1億4,830万4,000円の追加で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び本事業にかかわる経費で先に議決をいただいた一般財源の財源補正であります。

20款繰入金1項繰入金は2,710万4,000円の減額で、財政調整基金繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は1億2,120万円を追加し、予算の総額を174億8,065万1,000円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源69.8パーセント、特定財源30.2パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

3款民生費2項児童福祉費は1億2,120万円の追加で、子育て世帯への臨時特別給付金などあります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様1億2,120万円を追加し、予算の総額を174億8,065万1,000円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費69.1パーセント、投資的経費9.1パーセント、その他の経費21.8パーセントであります。

以上をもちまして、議案第102号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第12

号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田清孝) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第41号から第44号までが提出されました。この際、本4件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第41号から第44号までを一括上程

○議長(吉田清孝) 日程第3、議会案第41号から第44号までを一括して議題と

いたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第41号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書

議会案第42号 精神保健福祉の改善に関する意見書

議会案第43号 人工透析を要する要介護者における介護保険制度の改正に関する意見書

議会案第44号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書

○議長（吉田清孝） お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本4件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第41号から第44号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議会案第41号から第44号までは、原案のとおり可決されました。

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、
国民のいのちと健康を守るための意見書

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がった。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足問題である。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減がある。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなっている。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性である。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっており、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が求められる。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ① 医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - ② 公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直し、感染症・一般・療養など種類を問わず病床数を拡充すること。
- 2 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

令和3年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿

精神保健福祉の改善に関する意見書

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっている。

日本の精神科医療は、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院が当たり前になっている。一般病院と比べて低い診療報酬が入院中心を助長し、必要のない入院を生み出す原因ともなっている。また、少ない職員の配置基準が患者の隔離・身体拘束という人権侵害をもたらしており、国際的にも批判を受けている。

日本は2014年に障害者権利条約を批准しており、すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革をはかることが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式は、多くの国民にとって精神的な負担となって降りかかっており、適切なメンタルヘルス対策を講じることは喫緊の課題となっている。すべての精神障害者と国民が地域社会でその一員として安心して暮らし続けられる精神保健福祉施策の実現のために、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
- 3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿

人工透析を要する要介護者における介護保険制度の改正に関する意見書

知的障害者や人工透析を要する要介護高齢者が長く特別養護老人ホームに入居できていない状況を変えようと、社会福祉法人秋田福祉協会が昨年9月、こうした方々を積極的に受け入れる特別養護老人ホーム共生の里を開設しました。

人工透析を要する方を20人受け入れるとした事前の試算で、3年間で4千万円程

掛かり増しとなることから10人を限度に受け入れしての開設でした。

その結果、人工透析を要する方については、週3回の通院・治療を要し、このための専用の車両及び運転者の確保、人工透析入居者の健康管理のための24時間看護体制の整備による看護師の確保等、実績からの試算では、一般の入居者に比し入居者一人につき年額200万円程度の掛かり増し経費が発生することが判明しました。

これは、人工透析を要する方の特別養護老人ホーム入居で掛かり増しとなるこうした経費が現行の介護報酬に組み込まれておらず、自ずとその部分については施設側の持ち出しとなり、施設運営の大きな負担となるとの結論に至りました。

このことが、特別養護老人ホームでの人工透析を要する要介護高齢者の受け入れが全国的に進んでいない大きな要因であることは否めません。

患者数は全国で344,640人(2019年日本透析医学会調査)、平均年齢69.09歳、新規導入透析患者平均年齢70.42歳(同調査)と高齢化が進み、秋田県においても介護認定を受けている人工透析患者286人・25%、内要介護3以上の方が75人(秋田県腎臓病患者連絡協議会2016調査、調査対象数1,940、回答数1,156)となっている状況に鑑み、全ての要介護高齢者が等しく介護保険サービスを受けることができる社会を実現させる必要があります。

こうした事から、人工透析患者さんが施設入居する事を前提に、速やかに介護保険制度の見直しをしていただけるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

介護をする人・受ける人がともに大切にされる
介護保険制度への転換を求める意見書

コロナ禍、高齢者施設でのクラスターが続発し、介護現場では先が見通せない不安と緊張の日々が続いています。高齢者の命とくらしを守るために、感染防護具の供給や検査体制の拡充、感染が生じた事業所へのサポートなど政府による感染対策の強化が求められています。

政府は少子高齢化が進む中で、高齢分野への財政支出を増やすことなく、「制度の持続可能性」維持の責任を国民に押し付け、利用者の費用負担を増やしサービス削減を続けてきました。その結果、利用者・家族の介護・生活困難が拡大、介護離職は年間10万人のまま高止まりし、介護殺人も後をたちません。

地域での介護を支える介護事業所は、低く据え置かれてきた介護報酬のもとでの経営難にコロナ禍が直撃し、大幅な減収に直面しています。2021年4月に介護報酬を0.70%引き上げましたが、「焼け石に水」であり、感染対策（期間限定の+0.05%）としてもまったく不十分です。介護従事者の賃金は全産業平均と比べ月9万円も低いまま、何年勤めても賃金が上がらず、やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後をたちません。政府は見守り機器の導入などを条件に人員基準を緩和しましたが、機械に介護はできません。このままでは担い手がいなくなり、制度そのものが維持できなくなることが懸念されます。

政府は、2022年早々から審議される次の介護保険制度見直しにむけ、要介護1、2の生活援助やデイサービスを総合事業に移すことや、利用料負担の原則2割化、ケアプランの有料化などを検討課題として、さらなるサービス削減を進めようとしています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、社会を支える介護という仕事の重要性を浮き彫りにし、政府のこれまでの介護保険の見直しが、地域の介護基盤を大きく切り崩し、介護の担い手の処遇や社会的地位を低く留め置いてきたことを明らかにしました。これ以上の負担増・サービス削減はぜったいに許されません。施行後20年以上が経過した介護保険、「介護する人」「介護を受ける人」がともに大切にされる制度への抜本的転換が必要です。以上の趣旨から、政府に下記事項の実現を求めます。

記

- 1 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 2 介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと。
- 3 すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかなうこと。
- 4 介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでした。

午後 2時30分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 佐 々 木 克 広

議 員 船 木 正 博